

＜令和4年度版＞

下田市の高齢者・障害者(児)福祉サービスのご案内



下田市福祉事務所・下田市市民保健課

※新型コロナウイルス感染拡大防止により、御希望に沿えない場合があります。

目 次

1 高齢者関係 (介護保険以外のサービス)

(1)	高齢者等給食サービス	1
(2)	生活管理指導ショートステイ	1
(3)	緊急通報装置の設置	2
(4)	高齢者生活用具 (紙おむつ等) の購入費助成	2
(5)	在宅寝たきり高齢者等介護手当の支給	2
(6)	高齢者等見守り事前登録事業	3
(7)	老人福祉センター	3
(8)	シルバー人材センター	3
(9)	ごみの特別在宅収集	3
(10)	老人クラブ活動	4
(11)	養護老人ホームへの入所	4
(12)	ボランティア活動	4
(13)	歯科衛生士による訪問口腔衛生指導	4
(14)	保健師・栄養士による健康相談	4

2 障害者(児)・難病患者等関係

(1)	障害者手帳	5
(2)	障害福祉サービス	5
(3)	補装具費の支給	7
(4)	日常生活用具の給付	7
(5)	重度身体障害者等住宅改修費の助成	7
(6)	重度身体障害者等防災用具費の助成	8
(7)	医療費助成制度	8
(8)	重度心身障害者タクシー利用料金の助成	9
(9)	移動支援事業	9
(10)	日中一時支援事業	10
(11)	手話通訳者の派遣	10
(12)	障害者(児)の手当	10
(13)	心身障害者扶養共済制度	11
(14)	相談支援事業	11
(15)	各種割引、減免制度	11
(16)	難病患者介護家族リフレッシュ事業	11
(17)	小児慢性特定疾患児日常生活用具の給付	12
(18)	軽度・中等度難聴児補聴器の給付	12
(19)	療育支援事業	12
(20)	ヘルプマークの配布	12
(21)	NET119緊急通報システム	13
(22)	関係団体	13
(23)	福祉サービス事業所一覧	14

1. 高 齢 者 関 係

(1) 高齢者等給食サービス

ひとり暮らしの高齢者等で日常生活の食事の準備が困難な方は、栄養のバランスのとれた食事（夕食のみ）の提供を受けることができます。

※ 申請には担当地区民生委員の意見が必要になります。

(対 象 者) ・ 市内に居住し次のいずれかに該当する方

- ① 65歳以上のひとり暮らしの方
- ② 高齢者世帯に属する方
- ③ その他身体障害者等で市長が認めた方

(利 用 方 法) ①利用申請書の提出（下田市社会福祉協議会又は
下田市福祉事務所まで）

- ②市からの利用決定通知を受理
- ③決定通知を持参し、社会福祉協議会にて利用券の購入
- ④利用日の前日までに給食業者に注文
- ⑤弁当と引き換えに利用券を給食業者に渡す。

(利 用 料 金) 一食につき 500円

(問い合わせ先) 下田市福祉事務所 22-2216
下田市社会福祉協議会 22-3294

(2) 生活管理指導ショートステイ

老人ホームに宿泊して短期間、必要な介護を受けることができます。

(対 象 者) ・ 基礎的生活習慣の欠如や対人関係がうまくいかないが介護認定の該当にならない高齢者や、介護者の病気、事故、冠婚葬祭等で介護を受けることが困難となった高齢者

(こんなサービス) ・ 養護老人ホーム（賀茂老人ホーム）で2泊3日程度宿泊して介護、食事、入浴、その他必要な介護を受けることができます。

(問い合わせ先) 下田市福祉事務所 22-2216

(3) 緊急通報装置の設置

ひとり暮らしの高齢者等が、不安のない日常生活を送るため、緊急事態に機敏な対応のできる緊急通報装置を設置します。

- (対 象 者) ・介護認定の有無は問いません。
・ひとり暮らし高齢者、寝たきり高齢者、及びこれらの人がいる
高齢者のみの世帯
- (こんなサービス) ・電話機に緊急通報装置（ペンダント型発信機、火災報知器もセット）を設置することで、緊急時にブザーを押すことにより消防署に連絡がつきます。
- (負 担 額 等) ・設置費は所得により一部負担あり。
・電話料金は自己負担、維持管理費は無料
- (問い合わせ先) 下田市福祉事務所 22-2216

(4) 高齢者生活用具（紙おむつ等）の購入費助成

寝たきり高齢者を現に在宅で介護している介護者は、紙おむつ等の購入費について、月額5,000円を上限として助成が受けられます。

- (対 象 世 帯) ・要介護4以上（又はそれに相当すると認められる）高齢者を在宅で介護している住民税非課税世帯
- (問い合わせ先) 下田市市民保健課 36-4146
(下田市地域包括支援センター)

(5) 在宅寝たきり高齢者等介護手当の支給

寝たきりや、認知症の高齢者と生活を共にする介護者は、1ヶ月3,000円（介護保険のサービスを前1年間使用していない重度要介護者を介護している低所得者は5,000円）の手当を受けることができます。

（支給月は4月、8月、12月。訪問による現況調査の後、支給対象か否か決定）

- (問い合わせ先) 下田市市民保健課 36-4146
(下田市地域包括支援センター)

(6) 高齢者等見守り事前登録事業

認知症等により徘徊して行方不明になるおそれのある高齢者等について、事前に情報を地域包括支援センターに登録していただき、行方不明に備えます。登録情報は管轄警察署と地域包括支援センターで共有します。

(問い合わせ先) 下田市市民保健課 36-4146
(下田市地域包括支援センター)

(7) 老人福祉センター

市内の高齢者や障害者及びその介護者は、入浴、血圧測定、ヘルストロンの利用等、老人福祉センターを無料で利用できます。

(問い合わせ先) 下田市社会福祉協議会 22-3294
下田市福祉事務所 22-2216

(8) シルバー人材センター

おおむね60歳以上の方で、健康で働く意欲のある方が、会員となって働くことができます(年会費2,000円)。

(問い合わせ先) 下田市シルバー人材センター 22-4222

(9) ごみの特別在宅収集

ひとり暮らしの高齢者等で、ごみをゴミステーションまで出すことが困難な方は、清掃センター職員によるごみの在宅収集を受けることができます。

(対象者) ・ひとり暮らし高齢者や高齢者世帯の方でごみを排出することが困難な方(世帯)

・身体障害者等でごみを排出することが困難な方(世帯)

(こんなサービス) ・清掃職員が(月2回)自宅までお伺いし、ごみを収集します。
旧町内・朝日地区(第1、第3水曜日)

白浜・浜崎・稲生沢・稲梓地区(第2、第4水曜日)

(利用料等) ・無料

(問い合わせ先) 下田市福祉事務所 22-2216
下田市環境対策課清掃センター 22-6686

(10) 老人クラブ活動

おおむね 60 歳以上の方々が加入し、生きがいつくり、健康づくり、社会参加活動をしています。演芸大会、陶芸教室、ゲートボール大会、輪投げ大会、幼児との交流、世代間の交流等を実施しています。積極的に参加してください。

(問い合わせ先) 下田市社会福祉協議会 22-3294

(11) 養護老人ホームへの入所

いろいろな事情により家庭で生活できない高齢者は、福祉事務所の措置により老人ホームに入所することができます。

(対象者) ・おおむね 65 歳以上の高齢者で、経済的理由や、環境上の事情等により家庭での生活が困難な方

(費用負担) ・入所者本人の収入及びその扶養義務者の住民税、所得税額等に応じて費用負担があります。

(問い合わせ先) 下田市福祉事務所 22-2216

(12) ボランティア活動

年齢、分野を問わずボランティア活動に参加していただける方を募集しています。

(問い合わせ先) 下田市社会福祉協議会 22-3294

(13) 歯科衛生士による訪問口腔衛生指導

自力で外出困難な方を対象に、口腔内の健康チェックを実施し、口腔ケアや口腔状態に関する相談を行います。

(費用負担) 無料

(問い合わせ先) 下田市市民保健課 (健康づくり係) 22-2217

(14) 保健師・栄養士による健康相談

事前予約制で、健康相談を実施しています。

※内容：血圧測定・尿検査・その他健康相談等

(費用負担) 無料

(問い合わせ先) 下田市市民保健課 (健康づくり係) 22-2217

2. 障害者(児)・難病患者等関係

(1) 障害者手帳

(ア) 身体障害者手帳

身体障害者手帳は、身体障害を持つ方が各種福祉サービスや援助を受けるために必要です。また、税の減免、鉄道運賃の割引等の制度も利用できます。

身体障害者の範囲は、視覚障害、聴覚又は平衡機能障害、音声言語又はそしゃく機能障害、肢体不自由、内部障害に分かれ、障害の程度により1級から6級に区分されます。

申請には、指定された医師の意見書、写真（縦4cm×横3cm）、マイナンバー等が必要です。

(イ) 療育手帳

療育手帳は、知的障害を持つ方が療育の相談や指導、各種援助を受けやすくするために必要です。また、税の減免、鉄道運賃割引等の制度にも利用できます。

障害の程度によりA（重度）とB（その他）に区分されます。

申請には、写真（縦4cm×横3cm）が必要です。

(ウ) 精神障害者保健福祉手帳

精神障害者保健福祉手帳は、精神障害の状態にある方が社会復帰や社会参加のために各種サービスを受けやすくするために必要です。また、税の減免、鉄道運賃（伊豆急行線は割引対象外）の割引等の制度も利用できます。

障害の程度により1級から3級に区分されます。

申請には、医師の診断書（手帳用）又は年金証書、マイナンバー等が必要です。

(問い合わせ先) 下田市福祉事務所 22-2216

(2) 障害福祉サービス

障害のある方又は難病疾患のある方が必要とするサービスが利用できます。利用に際し、事前に利用者の心身の状況を確認する「障害支援区分認定」を受ける必要があります。サービス利用について、原則として費用の1割相当分を自己負担していただきます（利用負担額の上限額が定められています）。ただし、住民税が非課税の世帯においては無料となります。

介護給付：居宅介護・同行援護・療養介護・生活介護・短期入所・施設入所等

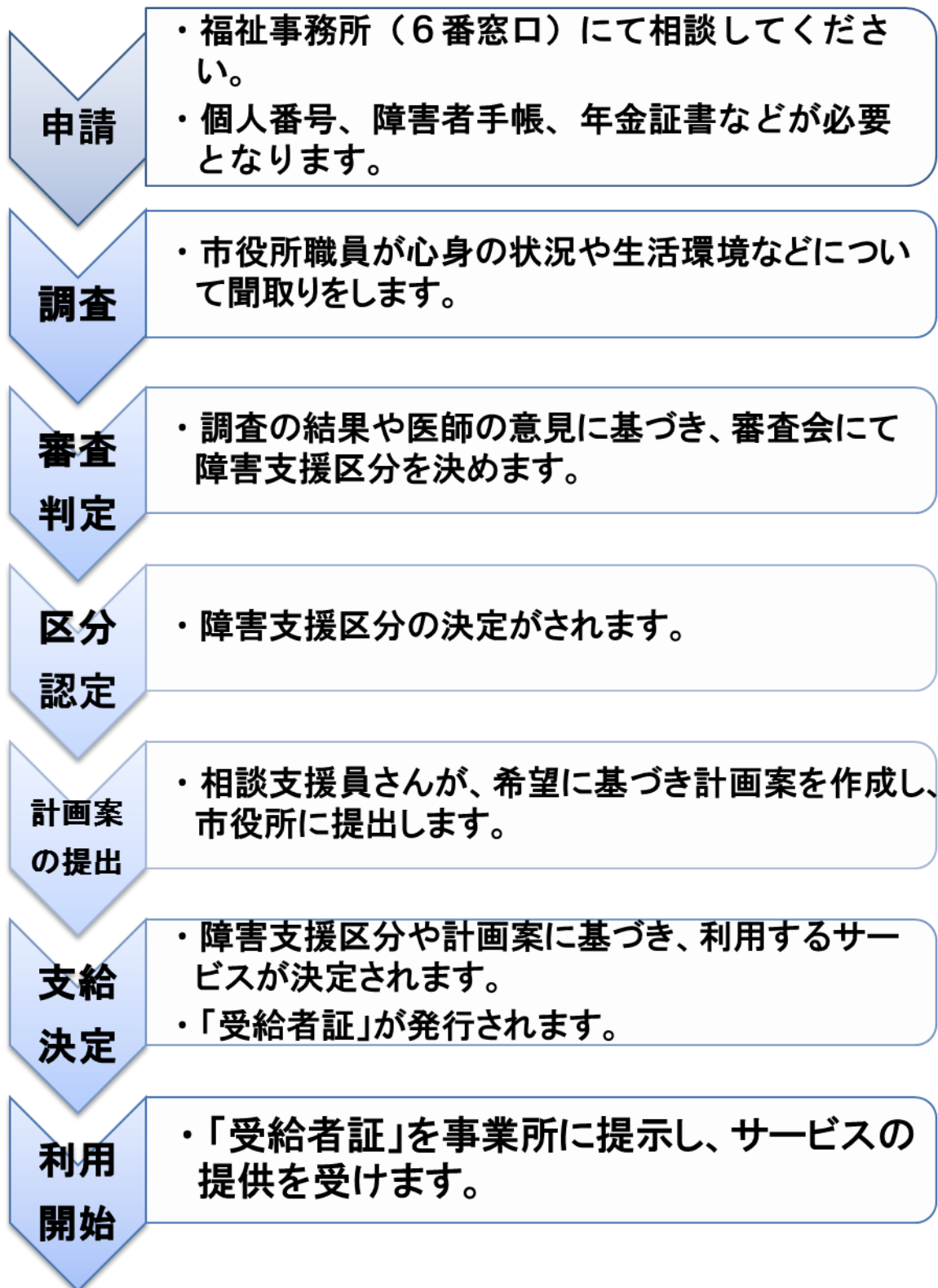
訓練等給付：自立訓練・就労移行支援・就労継続支援B型・共同生活援助等

障害児通所支援：児童発達支援・放課後デイサービス等

*詳細については、窓口で配布している障害者福祉のしおりをご覧ください。

(問い合わせ先) 下田市福祉事務所 22-2216

《 サービス利用までの流れ 》



(3) 補装具費の支給

身体障害者手帳の交付を受けている方又は難病疾患のある方が身体上の障害を補うための補装具（装具、車椅子、補聴器等）を購入又は修理する場合、その費用を助成します。事前に申請してください。原則として費用の1割相当分を自己負担していただきます（利用者負担額の上限が定められています）。ただし、住民税が非課税の世帯においては無料となります。

本人又は世帯員のうち住民税の所得割の額が46万円以上の場合は、公費負担の対象となりません。

(問い合わせ先) 下田市福祉事務所 22-2216

(4) 日常生活用具の給付

身体障害者手帳、療育手帳の交付を受けている重度の障害のある在宅の方又は難病疾患のある在宅の方が日常生活を営むために必要な日常生活用具（特殊寝台、吸引器、入浴補助用具等）を購入する場合、その費用を助成します。購入前に申請してください。原則として費用の1割相当分を自己負担していただきます（利用者負担額の上限が定められています）。ただし、住民税が非課税の世帯においては無料となります。

本人又は世帯員のうち住民税の所得割の額が46万円以上の場合は、公費負担の対象となりません。

(問い合わせ先) 下田市福祉事務所 22-2216

(5) 重度身体障害者等住宅改修費の助成

下肢、体幹機能障害又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害（移動機能障害に限る。）のある学齢児以上の方であって、3級以上（特殊便器への取替えについては、上肢障害2級以上）若しくは視覚障害2級以上の身体障害者手帳の交付を受けている在宅の方又は同程度の障害を有する難病疾患のある在宅の方が日常生活を営むために手すりの取付け、段差の解消等住宅を改修する場合（限度額20万円）、その費用を助成します（原則として1世帯1回のみ）。工事を開始する前に申請をしてください。新築は対象となりません。原則として費用の1割相当分を自己負担していただきます。ただし、住民税が非課税の世帯においては無料となります。

(問い合わせ先) 下田市福祉事務所 22-2216

(6) 重度身体障害者等防災用具費の助成

(ア) 介護ベッド用防護フレーム購入費の助成

昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築した木造住宅又は同日において工事中であった木造住宅で、耐震評点が 1.0 未満の住宅に居住する寝たきりの重度の障害等のある方のために介護ベッド用防護フレームを購入する場合（基準額 82,000 円）、その費用を助成します。購入前に申請してください。原則として費用の 1 割相当分を自己負担していただきます。ただし、住民税が非課税の世帯においては無料となります。

(イ) 発動発電機・人工呼吸器用外部バッテリー購入費の助成

在宅で人工呼吸器を使用している筋萎縮性側索硬化症（ALS）患者等の方のために発動発電機・人工呼吸器用外部バッテリーを購入する場合（基準額一式 20 万円）、その費用を助成します。購入前に申請してください。原則として費用の 1 割相当分を自己負担していただきます。ただし、住民税が非課税の世帯においては無料となります。

(問い合わせ先)

下田市福祉事務所

22-2216

(7) 医療費助成制度

(ア) 重度障害者（児）医療費の助成

身体障害者 1 級・2 級、内部障害 3 級、療育手帳 A、特別児童扶養手当 1 級、又は、精神障害者保健福祉手帳 1 級の重度の障害のある方が健康保険で認められた診療を受けた場合、医療費の自己負担分（一医療機関 1 月当たり 500 円を控除した額）を助成する制度です（所得制限あり）。

他の医療給付制度を受けられる医療費や健康保険から高額療養費、附加給付金等として支給される金額は除きます。

事前に診療を受ける際に必要な「重度障害者（児）医療費助成金受給者証」の交付申請が必要です。

(イ) 障害者医療費（更生医療）の給付

身体障害者手帳の交付を受けた 18 歳以上の方が、身体の障害を軽減、改善し日常生活を容易にするための手術や治療（心臓手術、角膜手術、関節形成術、血液透析療法等）を指定された医療機関で受けるとき、医療費の一部を助成する制度です。原則として医療費の 1 割相当分を自己負担していただきます。ただし、世帯の所得に応じて自己負担額の上限額が定められています。

(ウ) 障害者医療費（育成医療）の給付

18 歳未満の身体に障害のある児童又はそのまま放置すると将来障害を残すと認められる疾患がある児童で、その身体障害を除去、軽減する手術等の治療によって確実に効果が期待できる方が、指定された医療機関で手術や治療を受けるとき、

医療費の一部を助成する制度です。原則として医療費の1割相当分を自己負担していただきます。ただし、世帯の所得に応じて利用負担額の上限額が定められています。

(エ) 障害者医療費（療養介護）の助成

常に医療的ケアや介護を必要とする障害者が、病院で機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理下における介護及び日常生活上の世話を受けた際、その医療費の一部を助成します。個人負担の金額は、医療費の1割と負担上限額（世帯の所得に応じて決定）を比較して少ない方の額となります。

(オ) 精神障害者入院医療費の助成

任意入院又は医療保護入院をしている精神障害の方（他の医療費助成制度の該当者を除く）が、入院期間が継続して3ヶ月を超えた場合、月額1万円を上限に助成します。

(問い合わせ先) 下田市福祉事務所 22-2216

(8) 重度心身障害者タクシー利用料金の助成

身体障害者手帳の交付を受け1級・2級に該当する身体上の障害のある方、療育手帳Aの手帳の交付を受けている方、又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受け1級・2級に該当する精神上の障害がある方でいずれも在宅である場合、タクシー1乗車につき初乗運賃（中部運輸局長が定める伊豆地区の距離制運賃に係る初乗運賃の上限運賃をいう）相当額の利用券24枚を交付します。ただし、自動車税、軽自動車税の減免を受けている方は除きます。

(問い合わせ先) 下田市福祉事務所 22-2216

(9) 移動支援事業

身体障害者手帳、療育手帳若しくは精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方、又は難病疾患のある方で屋外での移動が困難な方に対し、社会生活上必要不可欠な外出時又は余暇活動等の社会参加のための外出時の支援を行います。ただし、営業活動等の経済活動に係る外出や社会通念上適当でない外出等は除きます。利用者負担は、移動時間等により負担額が異なりますが、住民税が非課税の世帯においては無料となります。（ガソリン代等一部自己負担があります。）

(問い合わせ先) 下田市福祉事務所 22-2216

(10) 日中一時支援事業

身体障害者手帳、療育手帳若しくは精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている在宅の方又は難病疾患のある在宅の方で、日中において監護する方がいないため一時的に見守り等の支援が必要であると認められた場合、その方の日中における活動の場を確保し、日常的な訓練を行うとともに、介護をしている家族の一時的な休息を提供します。利用者負担は、利用時間等により負担額が異なります。ただし、住民税が非課税の世帯においては無料となります。

(問い合わせ先) 下田市福祉事務所 22-2216

(11) 手話通訳者の派遣

聴覚、言語機能、音声機能等の障害のため意思疎通を図ることに支障のある方が医療機関への受診、講演会への参加、各種手続きなどコミュニケーションが必要なときに、無料で手話通訳者を派遣します。

事前申請が必要です。ただし、通訳者の都合等により派遣できない場合もあります。

(問い合わせ先) 下田市福祉事務所 22-2216

(12) 障害者(児)の手当

(ア) 特別障害者手当の支給

重複する重度の障害の状態にあるために、日常生活において常時特別な介護を必要とする20歳以上の在宅の方に支給します(所得制限があります)。

月額・・・27,300円(令和4年4月現在)

(イ) 障害児福祉手当の支給

重度の障害の状態にあるために、日常生活において常時介護を必要とする20歳未満の在宅の方に支給します(所得制限があります)。

月額・・・14,850円(令和4年4月現在)

(ウ) 特別児童扶養手当の支給

身体、知的若しくは精神に重度又は中度の障害を有する20歳未満の児童を養育している方に支給します(所得制限があります)。

月額・・・1級 52,400円、2級 34,900円(令和4年4月現在)

(問い合わせ先) 下田市福祉事務所 22-2216

(13) 心身障害者扶養共済制度

障害者の保護者がその生存中毎月一定の掛金を納めることにより、保護者が死亡又は重度障害者になったとき、残された障害者に終身一定の年金（基本月額2万円）が支給されます。また、納付した掛金の2分の1相当額を助成します。

(問い合わせ先) 下田市福祉事務所 22-2216

(14) 相談支援事業

障害のある方や障害のある方を介護する方の相談に専門員が無料で対応します。

※P16 事業所一覧参照

(15) 各種割引、減免制度

障害者手帳の交付を受けている方又はその介護者は、各種割引制度を受けることができます。なお、障害の種別又は程度により割引制度を受けることができない場合もあります。

- (ア) JR等運賃・・・割引率：50% 障害の程度により区別あり。
- (イ) 県内バス・・・割引率：50%（定期30%） 障害の程度により区別あり。
- (ウ) 航空（国内線）・・・割引率：路線により異なる。障害の程度により区別あり。
- (エ) タクシー・・・割引率：メーター料金の10% 手帳の種別により利用制限あり。
- (オ) 船・・・割引率：50% 障害の程度により区別あり。
- (カ) NHK・・・放送受信料の全額免除、半額免除。障害の程度及び所得により区別あり。
- (キ) 有料道路・・・割引率：50%障害者本人が運転する場合及び重度障害者が乗車して日常的に介護する方が運転する場合。
- (ク) 携帯電話・・・携帯電話基本使用料等が割引。
- (ケ) 各種施設・・・施設利用料金等の減免。
- (コ) 税金・・・所得税、住民税、自動車税、自動車取得税、軽自動車税、事業税、贈与税、相続税

(16) 難病患者介護家族リフレッシュ事業

在宅で人工呼吸器を使用している方、気管切開で頻回に吸引が必要な方又は学校への登下校時及び在校時に医療的ケアを必要とする難病患者等を介護する家族の方に、滞在型の訪問看護を受けるための費用の一部を助成します。

自己負担額は、訪問時間に応じた額が定められております。

(問い合わせ先) 下田市福祉事務所 22-2216

(17) 小児慢性特定疾病児日常生活用具の給付

小児慢性特定疾病治療研究事業の対象となっている在宅の小児慢性特定疾病児に対し、日常生活用具（便器、特殊マット等 18 種目）を購入する場合、その費用を助成します。購入前に申請してください。自己負担額は、世帯の所得状況に応じた額が定められております。

(問い合わせ先) 下田市福祉事務所 22-2216

(18) 軽度・中等度難聴児補聴器の給付

両耳の聴力レベルが 30 デシベル以上で、身体障害者手帳の交付対象とならない 18 歳未満の方であって、指定を受けた医師により補聴器が必要と診断された方が補聴器を購入する場合、その費用を助成します。購入前に申請してください。

自己負担額は、原則として費用の 1/3 を自己負担していただきます。保護者の住民税の所得割額が 46 万円以上の場合は、公費負担の対象となりません。

(問い合わせ先) 下田市福祉事務所 22-2216

(19) 療育支援事業

市内にお住まいで、成長がゆっくりで心配のあるお子さん及びその家族を対象として、通所や訪問で療育支援（指導・訓練等）を実施するとともに、保護者の交流の場を提供し、対象家族の福祉増進を図ることを目的としています。

利用の希望、ご不明な点がありましたら下記までお問い合わせください。

(問い合わせ先) 下田市福祉事務所 22-2216
伊豆つくし学園 28-0106

(20) ヘルプマークの配布

義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方又は妊娠初期の方等、外見から分からなくても援助や配慮を必要としている方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで援助を得やすくなるよう、東京都が開発したマークです。

静岡県においてもヘルプマークが導入され、県内各市町で必要な方に配布しています。障害の種別、等級、病名等による条件はありません。

(問い合わせ先) 下田市福祉事務所 22-2216

(21) NET119緊急通報システム

聴覚障害者・言語機能障害者の方が携帯電話やスマートフォンでの入力操作により、消防本部（NET119）への緊急時の通報が可能となります。使用するためには、事前登録が必要になります。

(問い合わせ先) 下田消防本部 22-1859
下田市福祉事務所 22-2216

(22) 関係団体

○ 下田市身体障害者福祉会（略称：下田市身障福祉会）

身体にさまざまな障害をもった方が仲間をつくり、スポーツや文化行事をとおして、悩みや困りごとをお互いに助け合いながら、社会参加をしていくことを目的とする障害者の親睦団体です。

活動内容 総会、役員会

スポーツ大会：グラウンドゴルフ、卓球、フライングディスク等

文化活動：文化作品展、芸術祭、うたの広場等

研修活動：会員研修会（バス旅行）、障害者防災研修会等

※移動等の交通費は会が負担します。

年会費 1,000円

問合せ先 川端 元之 22-3664 後藤 瑞義 28-1134
里見 たか子 22-5935 勝村 和彦 22-6126

○ 下田市手をつなぐ育成会

知的障害のある方を持つ親の会として、障害のある方が生活しやすい地域社会を目指し活動しています。

活動内容 総会、理事会、親子レクリエーション

全国・静岡県・東部地区手をつなぐ育成会への参加等

年会費 3,600円

問合せ先 進士 信行 22-4754

○ あしたば会

精神障害者の家族会として、精神障害者の方が生活しやすくなるように、行政に制度の充実を働きかけたり、制度や病気についての勉強をしたり、障害を持つ家族と接する中での不安や愚痴を言い合ったり、楽しくリフレッシュしたりとさまざまな活動をしています。

活動内容 総会、役員会
 全国精神保健福祉連合会（もくせい会）、会議、研修会への参加
 家族のつどい、講演会、施設見学、広報誌発行、定例会等

年会費 3,000円

問合せ先 あしたば作業所 62-5120
 矢岸 正明 55-0107

(23) 福祉サービス事業所一覧

1 障害者支援施設

施設名	住所	電話番号	経営主体
伊豆つくし学園 【施設入所支援・生活介護】	413-0713 下田市加増野375-1	(0558) 28-0106	(福) 伊豆つくし会
さしだ希望の里 【施設入所支援・生活介護】	415-0312 賀茂郡南伊豆町入間9-2	(0558) 62-1918	(福) 南伊豆福祉会
オリブ 【施設入所支援・生活介護】	410-3624 賀茂郡松崎町江奈157	(0558) 43-3131	(福) 十字の園

2 障害福祉サービス事業所

(1) 居宅介護・重度訪問介護事業

施設名	住所	電話番号	経営主体
伊豆つくし学園 (※基準該当事業所)	413-0713 下田市加増野375-1	(0558) 28-0106	(福) 伊豆つくし会
下田市社会福祉協議会居宅介護事業所	415-0024 下田市4-1-1	(0558) 22-3294	(福) 下田市社会福祉協議会
ケアセンターうばめ櫛下田	415-0035 下田市東本郷2-6-2	(0558) 27-2277	(福) 春栄会
東伊豆町社会福祉協議会指定障害福祉サービス事業所	413-0304 賀茂郡東伊豆町白田306	(0557) 22-1294	(福) 東伊豆町社会福祉協議会
河津町社会福祉協議会指定障害福祉サービス事業所	413-0504 賀茂郡河津町田中212-2	(0558) 34-1286	(福) 河津町社会福祉協議会
南伊豆町社会福祉協議会介護事業所	415-0304 賀茂郡南伊豆町加納790	(0558) 62-3651	(福) 南伊豆町社会福祉協議会
エイジレス・ケア・スタッフ	410-3611 賀茂郡松崎町松崎65-7	(0558) 43-1619	(有) エイジレス
ホームヘルパーステーション オリブ	410-3624 賀茂郡松崎町江奈157	(0558) 43-3131	(福) 十字の園
西伊豆町社会福祉協議会居宅介護事業所	410-3514 賀茂郡西伊豆町宇久須 258-4	(0558) 55-1313	(福) 西伊豆町社会福祉協議会

(2) 同行援護

東伊豆町社会福祉協議会指定障害福祉サービス事業所	413-0304 賀茂郡東伊豆町白田306	(0557) 22-1294	(福) 東伊豆町社会福祉協議会
河津町社会福祉協議会指定障害福祉サービス事業所	413-0504 賀茂郡河津町田中212-2	(0558) 34-1286	(福) 河津町社会福祉協議会
エイジレス・ケア・スタッフ	410-3611 賀茂郡松崎町松崎65-7	(0558) 43-1619	(有) エイジレス
ホームヘルプステーションオリブ	410-3624 賀茂郡松崎町江奈157	(0558) 43-3131	(福) 十字の園

(3) 生活介護事業

施設名	住所	電話番号	経営主体
伊豆つくし学園	413-0713 下田市加増野375-1	(0558) 28-0106	(福) 伊豆つくし会
ワークあおぞら	413-0715 下田市宇土金209-1	(0558) 28-0905	(福) 伊豆つくし会
さしだ希望の里	415-0312 賀茂郡南伊豆町入間9-2	(0558) 62-1918	(福) 南伊豆福祉会
おっけい	413-0303 南伊豆町下賀茂462-10	(0558) 62-0855	(特非) 風楽
オリブ	410-3624 賀茂郡松崎町江奈157	(0558) 43-3130	(福) 十字の園
デイサービス銀の鈴西中	415-0018 下田市西中5-3	(0558) 23-1717	(有) 銀の鈴
東伊豆ワークセンター	413-0302 東伊豆町奈良本1366-78	(0557) 52-6817	(福) 伊豆つくし会
デイサービスさくらんぼ (※基準該当事業所 生活介護・生活訓練)	413-0411 賀茂郡東伊豆町稲取152-1	(0557) 95-1390	(有) さくら介護
ケアセンターうばめ櫛下田 (※基準該当事業所 生活介護)	415-0035 下田市東本郷2-6-2	(0558) 27-2277	(福) 春栄会

(4) 短期入所事業

施設名	住所	電話番号	経営主体
伊豆つくし学園	413-0713 下田市加増野375-1	(0558) 28-0106	(福) 伊豆つくし会
さしだ希望の里 (山茶花)	415-0312 賀茂郡南伊豆町入間9-2	(0558) 62-1918	(福) 南伊豆福祉会
オリブ	410-3624 賀茂郡松崎町江奈157	(0558) 43-3131	(福) 十字の園

(5) 共同生活援助事業(グループホーム)

施設名	住所	電話番号	経営主体
グループホームたんぽぽ	413-0715 下田市宇土金64-1	(0558) 28-0788	(福) 伊豆つくし会
なんふう館	415-0312 賀茂郡南伊豆町入間4-7	(0558) 62-1918	(福) 南伊豆福祉会
こすもす	413-0302 賀茂郡東伊豆町奈良本 1366-28	(0557) 23-2180	(福) 伊豆つくし会

(6) 就労継続支援(B型)事業

施設名	住所	電話番号	経営主体
すぎのこ作業所	413-0713 下田市加増野376-4	(0558) 28-0123	(福) 覆育会
あしたば作業所	415-0312 賀茂郡南伊豆町入間6-1	(0558) 62-5120	(特非) あしたば作業所
おっけい	413-0303 南伊豆町下賀茂462-10	(0558) 62-0855	(特非) 風楽
ワークショップ マナ	410-3515 賀茂郡西伊豆町田子965-1	(0558) 53-0123	(福) 十字の園

(7) 一般相談・特定相談支援事業

施設名	住所	電話番号	経営主体
指定相談支援事業所 すまいる	413-0713 下田市加増野375-1	(0558) 28-0106	(福) 伊豆つくし会
指定特定相談支援事業所 すぎのこ相談室	413-0711 下田市相玉115	(0558) 28-0557	(福) 覆育会
こだま	415-0312 賀茂郡南伊豆町入間4-7	(0558) 62-2570	(福) 南伊豆福祉会
南伊豆地域生活支援センター ふれあい	415-0151 賀茂郡南伊豆町青市868-2	(0558) 62-2911	(医) 社団辰五会
オリブ	410-3624 賀茂郡松崎町江奈157	(0558) 43-3131	(福) 十字の園

(8) 障害児相談支援事業

施設名	住所	電話番号	経営主体
指定相談支援事業所 すまいる	413-0713 下田市加増野375-1	(0558) 28-0106	(福) 伊豆つくし会
こだま	415-0312 賀茂郡南伊豆町入間9-2	(0558) 62-1918	(福) 南伊豆福祉会
特定相談支援事業所 オリブ	410-3624 松崎町江奈157	(0558) 43-3131	(福) 十字の園

3 障害児入所施設

施設名	住所	電話番号	経営主体
伊豆つくし学園	413-0713 下田市加増野375-1	(0558) 28-0106	(福) 伊豆つくし会

4 障害児(者)地域療育支援センター

施設名	住所	電話番号	経営主体
地域生活支援センター すまいる	413-0713 下田市加増野375-1	(0558) 28-0106	(福) 伊豆つくし会

5 地域活動支援センター

施設名	住所	電話番号	経営主体
南伊豆地域生活支援センター ふれあい	415-0151 賀茂郡南伊豆町青市868-2	(0558) 62-2911	(医) 社団辰五会

6 知的障害者生活支援センター、障害者就業・生活支援センター

施設名	住所	電話番号	経営主体
賀茂障害者就業・生活支援センター・ わ	415-0035 下田市東本郷1-7-21	(0558) 22-5715	(福) 覆育会

7 地域生活支援拠点

施設名	住所	電話番号	経営主体
オリブ	410-3624 賀茂郡松崎町江奈157	(0558) 43-3131	(福) 十字の園

8 障害児通所支援事業所

施設名	住所	電話番号	経営主体
ケアセンターうばめ櫛下田 (※基準該当事業所 放課後等デイサービス)	415-0035 下田市東本郷2-6-2	(0558) 27-2277	(福) 春栄会

高 齢 者 の た め の 相 談 窓 口

※受付時間：原則月～金（祝日除く） 8：30～17：15

下田市役所	下田市東本郷 1 丁目 5-18 市民保健課介護保険係 市民保健課健康づくり係 地域包括支援センター 福祉事務所	2 2 - 2 0 7 7 2 2 - 2 2 1 7 3 6 - 4 1 4 6 2 2 - 2 2 1 6
下田市社会福祉協議会	下田市 4 丁目 1-1	2 2 - 3 2 9 4

(令和 4 年 4 月現在)

障 害 者 の た め の 相 談 窓 口

※受付時間：原則月～金（祝日除く） 8：30～17：15

下田市福祉事務所	下田市東本郷 1 丁目 5-18	2 2 - 2 2 1 6
下田市障害者虐待防止センター	下田市東本郷 1 丁目 5-18	2 2 - 2 2 1 6
下田市社会福祉協議会	下田市 4 丁目 1-1	2 2 - 3 2 9 4
地域生活支援センターすまいる	下田市加増野 375-1	2 8 - 0 1 0 6
南伊豆地域生活支援センターふれあい	南伊豆町青市 868-2	6 2 - 2 9 1 1
地域生活支援拠点 障害者相談支援事業所オリブ	松崎町江奈 157	4 3 - 3 1 3 1
障害者就業・生活支援センターわ	下田市東本郷 1 丁目 7-21	2 2 - 5 7 1 5
静岡県賀茂健康福祉センター	下田市中 531-1	2 4 - 2 0 5 6

(令和 4 年 4 月現在)